

南部大阪都市計画新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部大阪都市計画新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例（令和4年泉南市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(緑化率適合証明書の交付申請)

第2条 条例第10条の規定による緑化率の最低限度に適合するものとして、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第42条の規定に基づく証明書の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明書交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置を表示する図面
- (2) 建築物又は工作物の位置を表示する平面図及び立面図
- (3) 緑化施設の位置を表示する平面図
- (4) 緑化施設の面積を表示する求積図
- (5) 緑化面積算出表（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請後、当該申請内容のうち緑化率に影響を与える内容の変更をしようとする場合において、当該変更に係る都市緑地法施行規則第42条の規定に基づく証明書の交付を受けようとするときは、計画変更に係る緑化率適合証明書交付申請書（様式第3号）を前項各号に定める書類を添えて、2部を市長に提出しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類を添付して、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項又は第2項に基づく届出があったときは、第1項の規定による緑化率適合証明書交付申請書又は第2項の規定による計画変更に係る緑化率適合証明書交付申請書があったものとみなす。

(緑化率適合証明書の交付)

第3条 市長は、前条の規定に基づく証明書の交付申請があった場合において、その内容が条例第10条の規定に適合すると判断したときは、申請者に緑化率適合証明書（様式第4号）を交付するものとする。

(緑化施設の工事の認定の手続等)

第4条 市長は、都市緑地法施行規則第10条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、認定・不認定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(緑化施設工事完了証明書の申請)

第5条 前条の認定を受けた者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けようとする者で、緑化率適合証明申請書のとおり工事が完了したことを証する書面の交付を求める者は、緑化施設工事完了届及び証明申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条の認定を受けた者は、緑化施設に関する工事が完了した日から4日以内に提出しなければならない。

(緑化施設工事完了証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が条例第10条の規定による緑化率の最低限度に適合していると認めたときは、緑化施設工事完了証明書（様式第7号）を交付するものとする。

附 則

この事務処理要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この事務処理要綱は、令和6年11月8日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

緑化率適合証明書交付申請書

令和 年 月 日		
泉 南 市 長 様		
申請者 住 所 _____		
氏 名 _____ ⑩		
(自署の場合は、押印不要です。)		
電話 ()		
南部大阪都市計画新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の事務処理要綱第 2 条第 1 項の規定により申請します。		
1 建築主	住 所 氏 名	電話 ()
2 建築位置		
3 行為の届出年月日	令和 年 月 日	
4 行為の届出書受理番号	第 号	
5 敷地面積	m ²	
6 工事の種別	新 築 増 築	
7 緑化施設の概要	緑化面積 m ²	
	緑化率 %	
8 条例に規定の緑化率の最低限度	1 0 分の 2 . 3	
受 付 欄		

添付図書：付近見取図、配置図、各階平面図、2 面以上の立面図・断面図、緑化施設の面積の算出根拠を示す書面、その他市長が必要と認める図書

緑化面積算出表

緑化の区分		地上部の緑化		建築物上の緑化	
樹木	樹冠によるもの	S1a	m ²	R1a	m ²
	みなし樹冠によるもの	S1b	m ²	R1b	m ²
	植栽基盤によるもの	S1c	m ²	R1c	m ²
芝その他の地被植物		S2	m ²	R2	m ²
花壇その他これに類するもの		S3	m ²	R3	m ²
水流、池その他これらに類するもの		S4	m ²	R4	m ²
緑化施設に附属する園路、土留め等		S5	m ²	R5	m ²
		S5+R5 は（S1a～S4 及び R1a～R4 の合計）の 4 分の 1 上限とする。			
小 計		S6=S1a～S5 の合計	m ²	R6=R1a～R5 の合計	m ²
壁面緑化				W	m ²
緑化面積		A=S6+R6+W			m ²
緑 化 率		緑化面積 A ／ 敷地面積 ×100			%

※ 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。

※ 緑化面積及び緑化率は、小数点以下 3 桁を切り捨て、小数点以下 2 桁までで算出してください。

計画変更にかかる緑化率適合証明書交付申請書

令和 年 月 日	
泉 南 市 長 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____ (印)	
(自署の場合は、押印不要です。)	
電話 ()	
南部大阪都市計画新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の事務処理要綱第 2 条第 2 項の規定により申請します。	
1 建築主	住 所 氏 名 電話 ()
2 建築位置	
3 行為の届出年月日	令和 年 月 日
4 行為の届出書受理番号	第 号
5 敷地面積	m ²
6 工事の種別	新 築 増 築
7 緑化施設の概要	緑化面積 m ²
	緑化率 %
8 条例に規定の緑化率の最低限度	1 0 分の 2 . 3
	受 付 欄

添付図書：付近見取図、配置図、各階平面図、2 面以上の立面図・断面図、緑化施設の面積の算出根拠を示す書面、その他市長が必要と認める図書

様式第 4 号（第 3 条関係）

緑化率等適合証明書

泉 南 都 政 第 号
令 和 年 月 日

申 請 者 様

泉南市長

緑化率適合証明交付申請書及び添付図書に記載の計画について、南部大阪都市計画新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例に適合していることを証明します。

1 申請年月日		令和 年 月 日
2 建築主	住 所 氏 名	電話 ()
3 建築位置		
4 行為の届出年月日		令和 年 月 日
5 行為の届出書受理番号		第 号
6 敷地面積		m ²
7 工事の種別		新築 増築
8 緑化施設の概要		緑化面積 m ²
		緑化率 %
9 条例に規定の緑化率の最低限度		1 0 分の 2 . 3

様式第 5 号（第 4 条関係）

認定 ・ 不認定 通知書

泉 南 都 政 第 号

令 和 年 月 日

申 請 者 様

泉南市長

次の建築物について、都市緑地法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、緑化施設に係る工事が完了できない旨を 認定 ・ 不認定 したことを通知します。

1	申請年月日	令和 年 月 日
2	建築場所	
3	建築主	住 所 氏 名
4	敷地面積	m ²
5	建築物の工事種別	新築 増築
6	確認番号	
7	緑化率	%
	整備済みの 緑化面積	m ²
	未整備の 緑化面積	m ²
8	着手予定年月日	令和 年 月 日
	完了予定年月日	令和 年 月 日
9	不認定の場合の理由	

（注意） この認定書は、大切に保存しておいてください。

※ 整備が完了した日から 4 日以内に緑化施設工事完了届を提出してください。

緑化施設工事完了届及び証明申請書

令和 年 月 日	
泉 南 市 長 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____ ⑩	
(自署の場合は、押印不要です。)	
電話 ()	
次の建築物に係る緑化施設について工事が完了しましたので、南部大阪都市計画 新家駅北地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例事務 処理要綱第 5 条の規定により提出します。	
1 認定申請年月日	令和 年 月 日
2 認定番号	第 号
3 建築主	氏 名 住 所 電話 ()
4 建築位置	
5 工事の種別	新築 増築
6 敷地面積	m ²
7 建築物の緑化率	緑化面積 m ² 緑化率 %
8 工事完了日	令和 年 月 日
	受付欄

添付図書：付近見取図、整備後の緑化施設の写真（別方向から撮影したもの（2
点以上）とし、配置図等に撮影位置及び撮影方向を示すこと。）、
その他市長が必要と認める図書

様式第 7 号（第 6 条関係）

緑化施設工事完了証明書

泉 南 都 政 第 号
令 和 年 月 日

申 請 者 様

泉南市長

下記の建築物については、緑化率適合証明申請書及び添付図書に記載の計画のとおり工事が完了したことを証明します。

1 緑化率適合証明書 交付年月日・番号		令和 年 月 日・泉南都政第 号
2 建築主	氏 名 住 所	電話 ()
3 建築位置		
4 工事の種別		新築 増築
5 敷地面積		m ²
6 建築物の緑化率		緑化面積 m ² ・ 緑化率 %
7 工事完了日		令和 年 月 日